



# 遺産をもっとよこせ!

日常でもケンカの絶えない兄弟。遺産分割となって、とんでもない紛争がわき起こりました。

兄「家業を継いで30年、平等分配はないだろ!」

妹「父さんは遺言を書いてないわよ。法定相続分に任せただからでしょう?」

弟「父さんは、年老いても10年前まで兄さんと一緒に働いていたよね」

兄「実質は、仕事のほとんどを私がしていたんだ。遺産の大半が私の働きによるものだよ。妻も一緒に働いたし、両親の介護だってしているんだ」

妹・弟「私たちも年に数回は、父さんたちをドライブや温泉旅行に連れて行ったよ」

兄「自分らの都合のいい時に、親孝行の真似をただけじゃないか。ふたりは“無理に付き合わされて疲れた”と言っていたぞ」

妹「自分だって、親に乱暴な口をきいてばかりだったじゃない。私たちに会わせるのを邪魔していたわ」

弟「介護は義姉に任せっきりで、兄さんが親孝行したわけじゃないだろ!」

遺産分割の調停の席での悪口雑言。これではますますこじれる一方です。

同じ遺産相続の例です。父は子ども3人が遺産で争わないよう配慮し、生前に田んぼを三等分しました。ところが、子どもたちは“農業はイヤだ!”と言って次々に田んぼを売却してしまいました。売却して得たお金はムダづかいされ、瞬間になくなってしまいました。このような遺産の分け方を、私は「田分け(戯け)」と呼んでいます。

## 争点

ここで争点となるのは「遺産は事情にかかわらず、一律平等分配なのか?」「家業に特別な貢献があった者に多く配分されないのか?」ということです。

遺言があればそれが優先されますが、なければ法定相続分で分配となります。配偶者が2分の1で、残り2分の1を子どもたちが等分に取得します。

では、なぜ「法定相続分の定め」が必要なのでしょう?

相続争いの時に基準がなければ、裁判官も困ります。相続人たちも勝手なことを言います。仲良く話し合いで解

決できれば協議分割の成立となります。本件のように、家業を継いだ者とそうでない者との間の遺産の配分では、意見が衝突しがちです。財産が手に入る、めったにないチャンスですから。

## 結論

遺産に対する貢献度を「寄与分」といいます。今回のケースでは、事業に対する貢献のほか、妻の協力や親の介護も兄の貢献度に加えて評価されます。相続人らが共同で定めた寄与分や裁判所が定めた寄与分を遺産から差し引いた残りの分を、相続財産とみなします。

本件では兄の寄与分を28%と決めました。残り72%を遺産として法定相続分で配分した結果、被相続人の妻が36%、兄が40%、弟と妹がそれぞれ12%取得することになりました。

## 対処法

この配分に対し、弟と妹は平等原則に反すると抗議するのでしょうか? 貢献度に配慮しない形式的平等こそ、実質的には差別となります。働きや投資に応じて利益を分配する配分的平等こそ、社会常識に合うと納得できませんか?

昭和55年に、民法が改正されて「寄与分制度」が生まれました。親孝行を寄与分のエサで強要していません。遺産への貢献度を正当に評価することになったのです。相続人間で寄与分に争いがあれば、遺産分割調停の中で、別途に寄与分の申立をすることによって、裁判所は寄与の有無や程度を定めることとなります。

親たちよ、“子どもらに遺産で差をつけるのはイヤだ!”では困ります。遺言で相続人らの寄与に差があるなら、自分の意思を「遺言」という形で相続分に差をつけましょう。そうすれば“親の最終の意思を尊重しよう!”となります。

相続人間での遺産分割の争いは少なくなります。遺言こそ、親の才覚の示しどころではないでしょうか。

執筆者プロフィール

### 三瀬 顯(みせあきら)

大阪弁護士会所属弁護士。昭和15年、愛媛県大洲市出身、中央大学法学部卒業。気さくな人柄とわかりやすい法律解説が人気を呼び、25年間レギュラー出演しているNHK「生活笑百科」のほか、テレビ・ラジオにも多数出演。趣味は囲碁とゴルフ。